

## 議第169号

## 滋賀県道路公社が行う有料道路事業の変更に同意することにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県道路公社が行う有料道路事業の変更に同意することにつき議決を求めることについて

滋賀県道路公社から次のとおり有料道路の障害者に係る料金の割引措置を変更することについて、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第16条第1項の規定に基づき同意を求められたので、これに同意することにつき、同条第2項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 変更対象有料道路  
琵琶湖大橋有料道路
- 2 料金の割引措置  
変更前

障害者割引については、以下のとおりとする。

## イ 割引をする自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村および特別区が設置したものに限る。）または当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳または療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の（イ）または（ロ）の要件を満たすものとして、滋賀県道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号または車両番号等必要事項の記載の手續がなされた自動車。

- （イ） 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人またはその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、滋賀県道路公社が別に定めるもの。
- （ロ） 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級または「療育手帳制度の実施について」（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）の第三に定める障害の程度に基づき滋賀県道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のう

ち日常生活の用に供され、当該重度障害者またはその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、滋賀県道路公社が別に定めるもの。

ロ 割引率および支払方法

割引率は5割以内とし、支払方法は現金、障害者通行券またはE T Cシステムの利用による納付とする。

なお、E T Cシステムの利用による納付については、滋賀県道路公社が別に定めるところにより事前に登録がなされたE T Cカードと車載器（省令第4条第1項第1号に規定する車載器をいう。）をともに使用する場合に限るものとする。

変更後

障害者割引については、以下のとおりとする。

イ 割引をする自動車

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳または療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村および特別区が設置したものに限る。）または当該事務所を設置していない町村または会社および他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下の（イ）または（ロ）の要件を満たすものとして、滋賀県道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号または車両番号等必要事項の記載の手続がなされた自動車。

（イ）手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人またはその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、滋賀県道路公社が別に定めるもの。

（ロ）手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級または「療育手帳制度の実施について」（昭和48年9月27日発児第725号厚生省児童家庭局長通知）の第三に定める障害の程度に基づき滋賀県道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者またはその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、滋賀県道路公社が別に定めるもの。

また、上記（イ）または（ロ）の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、滋賀県道路公社が別に定めるものについては、滋賀県道路公社が別に定めるところにより本割引を適

用するものとする。

ロ 割引率および支払方法

割引率は5割以内とし、支払方法は現金またはE T Cシステムの利用による納付とする。

なお、E T Cシステムの利用による納付については、滋賀県道路公社が別に定めるところにより事前に登録がなされたE T Cカードと車載器（省令第4条第1項第1号に規定する車載器をいう。）をともに使用する場合に限るものとする。

ハ 実施期日

滋賀県道路公社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前の例による。